

糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請に係る変更手続きについて

提出書類 【提出様式】 変更内容	変更申請書 【Excel】	変更届出書 (変更内容対 照表) 【PDF】	委任状 【PDF】	使用印鑑届 【PDF】	法人登記 簿謄本 (写) 【PDF】	建設業許可通 知書等、国・ 県への変更届 出書等の写し 【PDF】	経営規模等 評価結果通 知書（※建 設工事の み） 【PDF】	技術者名簿 （※建設工 事・測量の み） 【PDF】	営業所 一覧表 【PDF】	法人市民税 納税証明書 【PDF】	税の未納の ない証明書 【PDF】
会社名	○	○	○ ※委任先が ある時	○	○	○		○ ※変更時	○ ※変更時		
本店の代表者名・代表者役職名・使用 印・所在地・電話番号等	○	○	○ ※委任先が ある時	○ ※変更時	○	○		○ ※変更時	○ ※変更時		
代理人（委託先）の変更（支店名等）	○	○	○	○ ※変更時	○ ※登記簿上 表示がある 時	○		○ ※変更時	○ ※変更時		
代理人（委任先）の代表者名・代表者役 職名・使用印・所在地・電話番号等	○	○	○	○ ※変更時	○ ※登記簿上 表示がある 時	○		○ ※変更時	○ ※変更時		
代理人（委任先）の開設（支店名等）※	○	○	○	○	○ ※登記簿上 表示がある 時	○		○	○	○ ※糸島市に開設 する場合 ※納税証明書が 間に合わない場 合は、開設が判 る書類を添付す る	○ ※糸島市に開設 する場合は法人 分 ※代表者又は受 任者が糸島市在 住の場合は在住 者分も提出
代理人（委任先）の廃止（支店名等）	○	○		○		○		○	○		
登録の取り下げ・抹消	○	○					○				
会社の分割若しくは合併 ※別紙参照	○	○	○ ※委任先が ある時	○ ※変更時	○	○ ※変更時	○ ※変更時	○ ※変更時	○ ※変更時		
その他（建設業許可等国・県の許可の更新、 最新の経審の結果通知書、国・県への建設業 許可変更届出書（本店・委託先分のみ）（令 3条使用人、営業所一覧、専任技術者等）申 請時添付書類の変更	○	○				○	○ ※変更時				

※手続きが不明な点については、個別にお問い合わせ下さい。

法人を合併し、営業権を承継する場合

(別紙)

法人を分割し、分割後成立した法人が営業権を承継する場合 (※1)

以下の書類提出が必要となります。

- (1) 変更届 (糸島市指定様式)
- (2) 営業権承継証明書
- (3) 登記事項証明書の写し及び閉鎖事項全部証明書 (吸収側)
(合併、分割の前後の法人について必要。履歴事項全部証明書に限る。)
- (4) 営業権譲渡契約書及び営業権譲渡に係る総会の承認があったことを証する書類、又は公正取引委員会の営業譲受けに関する届出に対する受理書
- (5) 株主総会の議事録等の写し及び創立総会議事録 (新設の場合)
- (6) 相続した事実を証する書面の写し (※2)
- (7) 分割会社の建設業許可の廃業届 (写し) (※3)
(相関関係図、他の相続人の承諾書・戸籍謄本等)
- (8) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証
- (9) 資格承継を証明できる書類 (※4)
- (10) 法人市民税設立届 (写し) (※5)

※1 組織変更及び事業の承継は、営業の同一性が認められる場合のみ入札参加資格を承継することができます。

※2 個人事業者の場合

※3 建設工事を希望する者

※4 建築設計を承継する場合は建築士事務所登録証明書(写し)、測量を承継する場合は測量業者登録証明書(写し)等

※5 糸島市内に本店又は支店等を設ける場合

(認められない事案)

以下のいずれかに該当した場合は、認められない。

①いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合

②測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合において、承継の承認申請時期が、前事業主が死亡した日の翌日から起算して5か月を経過しているとき

③測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合、承継の承認申請時期が、承継人が法務局に法人設立登記をした日の翌日から起算して5か月を経過しているとき

※手続きが不明な点については、個別にお問い合わせ下さい。